

学校開放施設(屋内運動場)の空調整備に伴う使用開始について(お知らせ)

このことについて、現在、指定避難所となる小中学校屋内運動場において、空調整備を実施しています。

空調の整備につきましては、令和6年度に市内小学校体育館、令和7年度に市内中学校体育館に空調設置予定としております。

令和6年9月末時点において、学校開放施設5校(大野小・大野北小・平野小・大城小・月の浦小)屋内運動場が整備完了となったところです。

つきましては、下記のとおり平時において使用可能となりますので、お知らせいたします。

なお、空調の使用にあたっては、留意事項をご一読いただき、使用していただきますようお願いいたします。

記

1. 空調利用開始及び使用料徴収時期

令和6年10月6日(日) 施設利用開始分から

2. 空調利用開始施設

◆学校開放施設5校(大野小・大野北小・平野小・大城小・月の浦小)屋内運動場

3. 使用料金

施設名	冷暖房使用料	時間単位
小学校施設屋内運動場	1,270円	1時間あたり

※中学校施設屋内運動場の使用料につきましては、令和7年度に決定する予定です。

4. 空調使用の取り扱い留意事項

①空調使用は全面使用のみとする。

②空調を使用する場合は、照明と同様に備品として対応し、公共予約システムにおいて事前の使用申請とする。

※ 定期使用、年間使用(後払い)の団体については、使用終了後の施設管理者への電話において空調使用の有無を報告することとする。

※ 専用使用(前払い)団体の空調使用については、事前に空調料金を支払うものとする。

※ 専用使用団体において、事前に空調料金の支払いがなく、施設利用の際に空調が必要となった場合は、その時点で担当コミにおいて支払い後、使用可とする。

③空調料金の返金については、当日21時までとする。

④空調を使用した際は、必ず消して退出すること。

(強制的に 21 時には OFF となります)

⑤空調使用時には、必ず使用料金が発生するものとする。使用する際は、キーボックス内に入れている空調専用鍵にて専用パネルを開き、電源 ON し使用するものとする。

※ 無断で使用した場合は、確認のうえ団体使用ができなくなる場合もあるため、必ず申請すること。

＜問い合わせ先＞

【本通知に関すること】

大野城市教育委員会スポーツ課

Tel : 580-1914 (直通)

Fax : 501-2270

【施設の利用等に関すること】

南コミュニティセンター

Tel : 596-0686

中央コミュニティセンター

Tel : 573-3127

東コミュニティセンター

Tel : 504-1428

北コミュニティセンター

Tel : 513-0099